

青梅市と株式会社旭新

および大多摩靈園株式会社との包括連携協定書

令和 7 年 1 月 28 日

青梅市と株式会社旭新および大多摩靈園株式会社との 包括連携協定書

青梅市（以下「甲」という。）、株式会社旭新（以下「乙」という。）
および大多摩靈園株式会社（以下「丙」という。）は、相互の連携を
強化するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙および丙が相互に密接に連携し、それ
ぞれの資源または人材を有効に活用した協働による活動を推進
し、甲の区域内における地域社会の活性化を図ることを目的とす
る。

（連携事項等）

第2条 甲、乙および丙は、前条に規定する目的を達成するため、
次に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- (1) 自然環境の活用および保全に関すること。
- (2) 地域の安心・安全に関すること。
- (3) 関係人口（甲または甲の区域内の地域の人々と関わりを有す
る者をいう。）の創出に関すること。
- (4) ふるさと納税に関すること。
- (5) その他前条に規定する目的を達成するために必要な事項に
関すること。

2 前項各号に掲げる事項にかかる具体的な事業の実施については、甲、乙および丙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和8年
3月31日までとする。ただし、期間満了日の1か月前までに、
甲、乙または丙のいずれかが書面により特段の申出を行わないとき
は、有効期間が満了する日の翌日から同一の内容で1年間更新
されるものとし、その後も同様とする。

（協定内容の変更）

第4条 甲、乙または丙のいずれかが、この協定の内容の変更を申
し出たときは、その都度甲乙丙協議の上、必要な変更を行うこと

ができるものとする。

(協定の解約)

第5条 甲、乙または丙のいずれかが、この協定の解約を申し出たときは、甲乙丙協議の上、この協定の解約を行うことができるものとする。

(反社会的勢力への対応に関する特則)

第6条 甲、乙および丙は、反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人などを含む。）と関係を持たないことを約する。

2 甲、乙および丙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

(1) 齧迫的、暴力的または法的な責任を超えた要求

(2) 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いた信用毀損または業務妨害

(3) 前2号に掲げる行為に類似するもの

3 甲、乙および丙は、相手方が第1項の規定に反すると合理的に認められる場合または相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合には、当該相手方に対して何らの通知または催告を要せず、ただちにこの協定を解除することができる。

(守秘義務)

第7条 甲、乙および丙は、この協定にもとづく事業において知り得た秘密事項を、この協定の有効期間中および有効期間終了後を問わず、第三者に開示または漏えいをしてはならず、この協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(疑義等の解決)

第8条 この協定に定めのない事項またはこの協定に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲乙丙協議の上、これを解決するものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙および丙がそれぞれ署名して、各自がその1通を所持するものとする。

令和7年11月28日

甲 青梅市

代表者 青梅市長 大勢待 利明

乙 東京都千代田区神田神保町1丁目101番

神保町101ビル5階

株式会社旭新

代表取締役 田辺 直輝

丙 東京都千代田区神田神保町1丁目101番

神保町101ビル5階

大多摩靈園株式会社

取締役 引地 恒司